

松戸市農業委員会総会議事録

令和4年2月8日

令和4年松戸市農業委員会2月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年2月8日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員

農政課長 加藤 広之

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野 衛	事務局長 補佐	榑 孝弘
主幹兼 係長	古山 和幸	主幹兼 係長	武井 博子
主任主事	花村 理恵		

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和4年2月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号15番、渡邊慶弘委員、議席番号1番、加藤一郎委員の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第4号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第9号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号の1番 都市農地の貸借の円滑化に関する法律についてを議題といたします。

同法第4条第3項の規定により、松戸市から事業計画認定書（案）について決定を求められているので、本総会において意見決定するものであります。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号7番、岩佐忠夫です。

去る2月1日火曜日、議案第1号、3号、4号の審査のため第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告します。

当日は、渡邊慶弘第1審査会副会長をはじめ湯浅孝一農業委員、山崎唯司推進委員、戸張嘉宣推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることを報告します。

それでは、議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律について、ご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから3ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請の都市農地は2筆で、面積は2,557平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

借受人は社会福祉法人であり、耕作の事業内容については、社会福祉施設における農作業導入により、作業活動の種類拡大、農作業を通して近隣住民と交流を図っていききたいとのことです。

本法においては、一定の条件を満たせば、生産緑地制度を利用したままで貸借することができます。当該申請においては、貸付者は大型農機具を利用した土起こしや農業指導などの業務に従事するとのことから、この条件を満たしています。

農作業に従事する者は、常時4人で年間従事日数は合計で992日です。

農機具については、耕運機2台を所有しています。

申請地では、大根、ジャガイモ、タマネギ、ネギ、ナス、サツマイモなどを作付することです。

農業技術については、貸付者、作業ボランティアの方々の指導を受けるとのことですので、申請地を耕作するには可能であると判断しました。

利用者の送迎については、申請地の隣地に系列施設があることから、車両の駐車など利用できることを確認しました。

以上、審査会では、議案第1号について慎重審議の上、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適正な管理が継続さ

れるものと思慮できること。これをもって議案第1号の決定について、決定相当と意見決定を図ったところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は決定相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤正芳委員。

加藤（正）委員 議席番号2番、農業委員の加藤正芳です。

座長の説明でよく分かりました。決定に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま加藤正芳委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

これより、議案第1号について原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定したことを松戸市長宛てに送付いたします。

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件2件、再設定案件3件となります。

それでは、議案第2号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書3ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は栗山、現況地目は畑、面積は522平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、大根、トウモロコシを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第2号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川でございます。

ただいま農政課長の説明、よく分かりました。この計画に賛成をしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしくをお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第2号2番をご説明いたします。

議案書3ページの2番、参考資料の7ページから8ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は平賀、現況地目は畑、面積は1,897平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ハウレンソウを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第2号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦勇司委員。

杉浦（勇）委員 議席番号14番、杉浦勇司です。

農政課長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま杉浦勇司委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第2号3番をご説明いたします。

議案書3ページの3番、参考資料の9ページ、10ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は六実、現況地目は畑、面積は4,424平方メートルでございます。利用権の種類は解除条件付賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カボチャを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第2号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でもありますし、今後も農地として適正な利用をされると思いますので、賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第2号4番をご説明いたします。

議案書3ページの4番、参考資料の11ページ、12ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は1,000平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は2年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より議案第2号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

山崎委員、よろしくお願いいたします。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でありますので、賛成したいと思います。よろしく審議をお願いいたします。

議長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第2号5番をご説明いたします。

議案書3ページの5番、参考資料の13ページ、14ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は515平方メートルでござ

います。利用権の種類は解除条件付賃借権、期間は2年の設定でございます。

借受者の方は、大根等を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第2号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定ということもありまして、あと、障害者の方たちが一生懸命農作業をしていますので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席いたします。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第3号

議 長 それでは、議案第3号の1番 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請につ

いて、について説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については15ページから16ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の15ページのところでございます。

申請地は3筆で、面積は704.82平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模の拡大です。

譲渡人の申請理由は、農業経営を行っていないためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は1万2,744平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族4人で800日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、トラクター3台、動噴1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、米の栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第3号の1番について、慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

加藤一郎委員。

加藤（一）委員 議席番号1番、加藤一郎です。

申請地は松戸市内でも非常に農業の盛んなところですので、申請者は若い農業従事者であり、将来この地区の基幹的な農業者になると思われまますので、賛成したいと思います。

議長 ただいま加藤一郎委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会といたしまして許可することに賛成の農業委員は挙手をお

願いたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番は、許可することに決定をいたしました。

◎議案第4号

議長 続きまして、議案第4号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については18ページから22ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の18ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は関東圏を中心に解体作業現場で発生する残土の収集や一時保管後の運搬などを行っています。このたび東京都葛飾区で借り受けている既存施設を退去すること及び関東圏内で事業拡大をすることから、申請地を取得し車両置場及び資材置場用地として利用するためです。

20ページをご覧ください。

施設の概要については、トラック5台を置く車両置場及び残土、赤土、砕石を置く資材置場です。

整地については、砕石舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側は12センチの新設土留めブロックを設置し、北側は10メートルの入り口以外が既存板土留めを利用します。

審査会においては、申請者は産業廃棄物の収集運搬業務を行っているため、申請地には産業廃棄物を一切置かないことを確認しました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判定いたしました。

以上、議案第4号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

審査会での許可判断がよく分かりました。審査会の意見に賛成いたします。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第4号の2番について、説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号の2番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については24ページから28ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の24ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者はトラック・バスの販売・買取り・修理・リース業を営んでいます。このたび車両を一時保管するに当たり、既存施設では手狭なことから、申請地を取得し車両置場として利用するためです。

26ページをご覧ください。

施設の概要については、トラック及びバス18台を置く車両置場です。また、申請地は接道していないことから、隣接する土地を通路として使用し、道路へ出入りをします。このことについて隣接地の所有者から、通行承諾書を得ていることを確認しました。

整地については、砕石舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側及び東側は既存ブロック、南側は既存ブロックフェンスを利用します。

審査会においては、隣接地の通行承諾について、将来問題が生じる懸念について質問したところ、この隣接地を、今後、申請者と隣接地の所有者との共有名義にし、問題が生じないようにするとの回答を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内に位置する農地であることから、第2種農地と判定いたしました。

以上、議案第4号の2番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号10番、渡邊洋子です。

座長の説明でよく分かりましたので、審査会意見に賛成いたします。どうぞお諮りくださ

い。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。
審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第4号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第4号の3番について、説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号の3番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については30ページから34ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の30ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、申請者は全国規模で移動体無線通信基地の設備変更を行っています。申請地隣地の設備変更が必要となったことから、申請地を借り受け、車両置場及び資材置場用地として利用するためです。

設備変更工事に伴う一時転用で、一時転用の期間は着工後2週間です。また、工事完了後の農地復元誓約書を受理しました。

32ページをご覧ください。

施設の概要については、クレーン及び重機等の進入路及び配置、工事用資材置場です。

整地については、全面プラスチック敷板とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、作業区画に飛散防止ネットを設置します。

費用については、全額自己資金により賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分について、申請地は基準点となる鉄道の駅の周囲から半径1キロメートル以内の

区域で、全体の面積に占める住宅の割合が40%を超えており、市街地化とすることが見込まれる区域であることから、第2種農地と判定いたしました。

以上、議案第4号の3番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号10番、渡邊洋子です。

座長の説明でよく分かりましたので、審査会意見に賛成いたします。どうぞお諮りください。

議長 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第4号の4番について、説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号の4番について説明します。

議案書の8ページ、議案参考資料については36ページから40ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の36ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、申請者は全国規模で移動体無線通信基地の設備変更を行っています。申請地隣地の設備変更が必要となったことから、申請地を借り受け、車両置場及び資材置場用地として利用するためです。

設備変更工事に伴う一時転用で、一時転用の期間は着工後 2 週間です。また、工事完了後の農地復元誓約書を受理しました。

38ページをご覧ください。

施設の概要については、ユニック車及び重機等の進入路及び配置、工事用資材置場です。

整地については、プラスチック敷板及び一部コンパネ敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、作業区画に飛散防止ネットを設置します。

費用については、全額自己資金により賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判定しました。

以上、議案第4号の4番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤正芳委員。

加藤（正）委員 議席番号2番、加藤正芳です。

座長の説明でよく分かりました。一時転用ということで、賛成したいと思います。お諮り願います。

議長 ただいま加藤正芳委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の4番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告事項をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書9ページ、報告事項1から、27ページの報告事項9についてご報告させていただきます。

まず、9ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、11ページから12ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、12ページに記載のとおり、12月分として、田、77平方メートル、畑12件、1,436平方メートル、合計12件、1,513平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページから16ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、16ページに記載のとおり、田6件、2,657平方メートル、畑27件、5,730平方メートル、合計33件、8,387平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛て送付いたしました。

次に、19ページ、報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、記載のとおり、合意解約によりまして1件の通知がありました。

次に、21ページ、報告事項6 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より照会があり、1件の非農地回答をしました。

次に、27ページ、報告事項7 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書6件を交付しました。

次に、25ページ、報告事項8 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、4件を交付しました。

次に、27ページ、報告事項9 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、記載のとおり、1件を受理しました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和4年2月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時55分